

静岡労働局職業安定部職業対策課における個人情報漏えい事案について

静岡労働局（局長 ^{こくぶん} 國分 ^{かずゆき} 一行）は、職業安定部職業対策課（以下「職業対策課」という。）において発生した助成金ポータル（以下「助成金システム」という。）における誤送信について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要等についてお知らせします。

記

1 概要

職業対策課の職員（以下「職員 A」という。）が、事業所 B から提出された書類審査中に判明した不備等について、誤って事業所 C に対しメッセージを送信した。そのメッセージには事業所 B の事業主の氏名及び所在地が記載されていた。

2 事実経過

- (1) 令和 7 年 12 月 18 日、助成金システムにより提出された人材開発支援助成金の計画届の審査業務において、内容に不備が認められたため、事業所 B に対し確認及び修正を求める必要が生じた。
- (2) 職員 A は、助成金システムの「申請一覧」から、人材開発支援助成金のうち「提出書類確認中」となっている事業所を検索し、表示された事業所一覧の中から事業所 B の事業主を選択するつもりが、誤って事業所 C を選択し、事業所 B 宛ての不備に係る修正等の依頼（事業所 B の事業主の氏名及び所在地を含む内容）を入力し、事業所 C へ送信した。
- (3) 職員 A は、送信後に送信内容を確認したところ、誤って事業所 C へ送信していたことに気づいた。その後、職員 A は、上司である職員 D に報告した。
- (4) 同年 12 月 19 日、職業対策課長補佐から事業所 B に対し、個人情報を漏えいした事、誤って送信した事について謝罪を行い、了解を得た。また同日、職員 D が事業所 C に対し、個人情報を漏えいした事、誤って送信した事について謝罪を行い、了解を得た。

3 発生原因

- ・ 複数の事業所が表示される画面から特定の事業所を選択してメッセージを送信する際、選択した事業所が送信対象であることを指差し呼称等により確認することなく送信したこと。
- ・ 検索により出力された事業所がメッセージの送信対象であることの確認及びメッセージ送信ボタン押下時において当該事業所が送信対象であることの確認をそれぞれ行っていなかったことに加え、複数人による確認を行っていなかったこと。
- ・ 申請ごとに個別の申請番号が付与されているにもかかわらず、メッセージの送信対象事業所を特定する際に、当該申請番号を用いた検索を行わなかったこと。

4 二次被害の有無

事業所Cからの助成金の電子申請に対する労働局からのメッセージ（事業主の氏名等）について、口外しないことについて了承を得ていることから、二次被害が発生する可能性は低いと考える

5 再発防止策

【職業対策課における取組】

- (1) 令和7年12月19日及び22日、職業対策課長は、発生した事案を課内職員に説明し、助成金システムにおいてメッセージを送信する際は、必ず送信先を確認するよう指示するとともに、幹部職員及び助成金システムを使用する部署の職員による緊急会議を開催し、原因究明と再発防止策を検討した。
- (2) 令和7年12月22日、職業対策課長は、全職員に対し、研修テキストの実施を指示するとともに、本件における問題の所在を示し、以下の再発防止策の実施を指示し、対応することとした。
 - ・事業所に対してメッセージを送信する際は、複数の事業所が表示される検索方法は用いず、必ず個別の申請番号を使って検索すること。
 - ・メッセージを入力する際は、入力すべき事業所であるかについて、申請番号及び事業所名等を申請書類と照合し、指差し呼称により対象事業所であることを確認すること。
 - ・メッセージを入力する際は、個人情報を入力しないこと。個人情報を伝える必要がある場合は、電話により連絡すること。
 - ・メッセージを送信する際は、担当者と確認者による複数人チェックを必須とし、選択した事業所が送信対象事業所と一致していることを双方で確認すること。

【静岡労働局における取組】

- (1) 令和7年12月22日、総務企画官は、労働局内関係部署、各労働基準監督署及び各公共職業安定所に対し、事案の概要及び再発防止策を通知した。
- (2) 同日、職業対策課長は、各公共職業安定所長に対し、事案の内容と助成金システムを活用して事業所へメッセージを送付する際の再発防止策の実施について指示した。

【担当】

静岡労働局職業安定部職業対策課
職業対策課長 松井 和仁
職業対策課長補佐 菅沼 健一
電話 054-271-9970